

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-15)

政策(※1)名	政策15:郵政行政の推進		担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 松田 昇剛				
	政策の概要	基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】				分野【政策体系上の位置付け】	政策評価実施予定時期			
	郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。 信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。 さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。	[最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。 [中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。				郵政行政	令和7年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		①	郵政民営化の着実な推進に関する事業実績 <アウトプット指標>			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)		
令和4年度	令和5年度			令和6年度						
日本郵政グループ各社等の企業価値や利用者利便の向上を図ること	・郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保すること ・日本郵政グループの事業実施に関して、必要な認可等を行うこと	①	郵政民営化の着実な推進に関する事業実績 <アウトプット指標>	郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督 「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申) 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月)	平成30年度	日本郵政グループの事業展開の促進	令和6年度	日本郵政グループの事業展開の促進に関する事業実績 日本郵政グループの事業展開の促進に関する事業実績 日本郵政グループの事業展開の促進に関する事業実績	- - -	平成27年11月に日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式が上場された。日本郵政グループは、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、企業価値を更に向上させる必要がある。また、郵政民営化法において、郵政民営化が多様で良質なサービスの提供を通じ利用者の利便の向上を図ることを目的とすることも踏まえ、「郵政民営化の着実な推進に関する事業実績」を測定指標として設定 あわせて、郵政民営化の成果を国民が実感できるような「日本郵政グループの事業展開の促進」を目標として設定 施策目標にある「健全な業務運営」については、適切なコーポレートガバナンスの下、民間企業としての適正な利潤が中長期的に確保されることをもって、将来に渡ってユニバーサルサービスの安定的な提供が維持されることを意味する。 日本郵政グループ各社に対する必要な監督について、具体的な取組としては、「日本郵政株式会社に対する監督指針」及び「日本郵便株式会社に対する監督指針」の策定や、「郵政行政モニタリング会合」の開催等を実施している。

郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること	<p>・郵政事業のユニバーサルサービスを確保するための検討を実施すること</p> <p>・郵政事業のユニバーサルサービスを確保する取組を行うこと</p>	2	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数) 〈アウトプット指標〉	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	平成27年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	令和6年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	<p>人口減少や電子メールの利用の拡大により郵便物数が減少するなど、郵便事業を取り巻く環境が厳しくなっている中においても、日本郵便に責務として課せられている郵政事業のユニバーサルサービスが将来にわたっても安定的に確保されることが必要であり、「郵便局ネットワーク水準の維持」、「郵便サービス水準の維持」及び「郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること」を測定指標として設定</p> <p>郵便局ネットワークについては、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられ、その郵便局ネットワークを通じて、郵政事業のユニバーサルサービスが国民に提供されることを踏まえ、「郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)」を目標として設定</p> <p>(郵便局の設置水準の維持(国会附帯決議))</p> <p>郵便サービス水準の維持及び郵便物が差し出された日から四日以内に送達することについては、郵便事業のユニバーサルサービスの確保方策として、郵便法等において求める水準を目標として設定</p> <p>(郵便差出箱の本数:郵便法第70条第3項第2号、郵便法施行規則第32条第2項 郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること:郵便法第70条第3項第4号、郵便法施行規則第32条第4項及び第5項)</p> <p>送達日数達成率の目標値(97.0%以上)は、日本郵政公社時代(2003年度結果:97.5%)及び郵政民営化時(2007年度結果:97.8%)の数値を堅持し、民営化後も当時の水準を最低限維持するため設定されているもの</p>
		3	郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数) 〈アウトプット指標〉	郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本)	平成30年度	郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本)	令和6年度	郵便差出箱の本数:約180,000本			
		4	郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること(送達日数達成率) 〈アウトプット指標〉	郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上)	平成30年度	郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上)	令和6年度	送達日数達成率:全国平均97%以上			
信書便事業分野において、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること	信書便事業分野において健全な競争環境を整備し、信書便制度の周知活動の推進を実施	5	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動における理解度 〈アウトプット指標〉	①信書便制度説明会での理解度:7割 ②信書便制度説明会の参加者数:100名 ③信書便制度に関する地方自治体における認知度:6割	①平成30年度 ②③令和4年度	①信書便制度説明会での理解度:9割 ②信書便制度説明会の参加者数:100名 ③信書便制度に関する地方自治体における認知度:6割5分	令和6年度	①9割 ②100名 ③6割	①9割 ②100名 ③6割2分	①9割 ②100名 ③6割5分	<p>基本的通信手段の一つである信書の送達事業については、平成15年の制度創設時から、健全な競争環境の整備により、利用者の選択の機会の拡大、事業者による創意工夫による多様なサービスの提供を行い、国民利用者の利便の向上を図ることが求められている。</p> <p>信書便事業分野において健全な競争環境の整備には、信書便制度が信書便事業者のみならず、広く利用者に認知されていることが前提である。</p> <p>このため、制度の周知活動における説明会での理解度、説明会の参加者数及び信書便制度に関する地方自治体における認知度を測定指標として設定する。</p> <p>また、信書便市場の活性化の状況については、事業者数の増加によりサービスの活性化や利用者利便の向上が期待されることから「信書便事業者数が対前年度末を上回ることを測定指標として設定する。</p> <p>【参考指標】 信書便事業売上高(平成30年度:193億円、令和元年度:193億円、令和2年度:198億円)</p>
		⑥	信書便事業者数が対前年度末を上回ること 〈アウトカム指標〉	平成29年度末の事業者数を上回った。	平成29年度	信書便事業者数が対前年度末を上回ること	令和6年度	信書便事業者数が対前年度末を上回ること	信書便事業者数が対前年度末を上回ること	信書便事業者数が対前年度末を上回ること	

郵政分野において、諸外国と良好な協力関係を構築すること	諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること	⑦	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞	7回	令和2年	7回以上	令和6年度	7回以上	7回以上	7回以上	インターネットの普及により紙媒体でのコミュニケーションが電子媒体に代替される一方、電子商取引が進展し国境を越えたモノの輸送が増大するというグローバルな環境変化が生じている現状を踏まえ、こうした環境変化に応じて郵便業務・制度の改善を行うためには、政策協議等を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集するとともに、我が国の制度等に関する情報を提供する必要があることから、二国間・多国間政策協議等への参画回数を測定指標として設定 基本的に、多国間政策協議である万国郵便連合（UPU）及びアジア太平洋郵便連合（APPU）の年次会合として、UPU管理理事会（春と秋の2回）及びUPU郵便業務理事会（春と秋の2回）、APPU執行理事会（年1回）の5回の会合に参画することを重要視しており、その他の二国間・多国間政策協議等も含めて、この数値を基に目標値を記載している。
				-	-	-	-	-			
新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと	⑧	日本型郵便インフラシステムの海外展開に向けて協力が実施されている国数 ＜アウトプット指標＞	5か国	令和2年	5か国以上	令和6年度	5か国以上	5か国以上	5か国以上	郵便の交換を行う多くの新興国・途上国には、正確性・迅速性において高い品質を有する日本の郵便システムに対する高いニーズがある現状を踏まえ、これらの国々における郵便の近代化・高度化への取組を支援するため、日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する具体的な協力案件が実施されている新興国・途上国の数を指標として設定
				-	-	-	-	-			
万国郵便連合（UPU）に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国の方針を反映させること	UPU関連会合へ積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めること及びUPUへの人材派遣を行うこと	9	UPU活動への人的貢献（職員の派遣数） ＜アウトプット指標＞	2名	令和2年	2名以上	令和6年度	2名以上	2名以上	2名以上	UPUにおいて、全世界共通の国際郵便に関するルール の 制定や改廃が実施されている現状を踏まえ、我が国として積極的にUPUに貢献し、我が国の方針をUPUが定める国際郵便の諸制度に反映する必要があるところ、UPUへの人的貢献度及び我が国の方針の達成度を評価・把握するため、UPU事務局への派遣職員数及び我が国の力点をおいた重要議案における我が国の方針の達成率を指標として設定。目標とした具体的な達成率については、過去の達成率を参照しつつ、近時は各国の利害関係の対立が先鋭化していることから重要議案が承認されない事案も少なくない事実を鑑みて、妥当と考えられる数値を設定 ※（（成立を支持する方針であって、実際に成立した重要議案の数）＋（成立を支持しない方針であって実際に成立しなかった重要議案の数））÷（我が国の力点を置いた重要議案の数）＝我が国の力点を置いた重要議案における我が国の方針の達成率
				98%	令和2年	我が国の力点をおいた重要議案における我が国の方針の達成率 80%以上（※）	令和6年度	我が国の力点をおいた重要議案における我が国の方針の達成率80%以上	我が国の力点をおいた重要議案における我が国の方針の達成率80%以上	我が国の力点をおいた重要議案における我が国の方針の達成率80%以上	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	郵政行政における適正な監督(平成15年度)		※5		1~6	※5	0150
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集(平成15年度)		※5		7,8,10	※5	0151
(3)	国際機関への貢献(平成15年度)		※5		9,10	※5	0152
(4)	郵便局活性化推進事業(郵便局×地方自治体等×ICT)(令和元年度)		※5		1	※5	0153
(5)	第27回万国郵便大会議対策(令和2年度)		※5		10	※5	0154
(6)	郵便局におけるマイナンバーカード利活用推進事業(令和3年度)		※5		1	※5	0155
(7)	郵便局等の公的地域基盤連携推進事業(令和4年度)		※5		1	※5	新22-0007
(8)	郵政民営化法(平成17年)	-	-	-	1~4	民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社による郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めるもの。	
(9)	郵便法(昭和22年)	-	-	-	2~4	郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。	
(10)	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年)	-	-	-	5,6	信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。	
(11)	日本郵政株式会社法(平成17年)	-	-	-	1~4	日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とし、日本郵政株式会社の業務等について定めるもの。	
(12)	日本郵便株式会社法(平成17年)	-	-	-	1~4	日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。	

					施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策の予算額・執行額 (※3)	681百万円 (585百万円)	891百万円 (853百万円)	801百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第208回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 第208回国会: 令和4年2月1日 (参議院総務委員会) 第208回国会: 令和4年3月3日	【第208回国会】 まず、郵政事業については、地域の重要な社会基盤として、国民の信頼に応えられるよう監督責任を果たすとともに、ユニバーサルサービスを確保します。また、デジタル時代における郵政事業の利用者の利便性向上等に資するため、日本郵政グループが保有するデータの公的分野における活用や、新たなビジネスモデルの構築について議論し、その取組を支援します。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照